

健康保険料率、任継の標準報酬月額上限などの改定について

(令和5年度：2023年度から適用)

いつも健康保険組合の事業運営にご協力いただき有り難うございます。

第145回組合会において令和5年4月からの保険料率改定が決まりましたので、下記のとおりご報告いたします。また、「任継の標準報酬月額上限の変更」、「一部負担還元金・付加給付の変更」も決まりました（正式には厚生局の認可が必要ですが。3月頃になる見込みです）

なお、増大する医療費を抑制し安定した健保財政運営のためには、みなさんが健康リテラシーを向上させ、自分自身と家族の健康維持向上を図ることが大切です。その為にも、健康維持増進事業の参加をよろしくお願いします。

記

1. 保険料率の改定

- ・一般保険料率を標準報酬月額および標準賞与の96/1000に改定します。

一般保険料率	
変更前	変更後（令和5年4月から）
90/1000	96/1000

事業主負担	本人負担
57.15/1000	38.85/1000

注1：任意継続被保険者、特例退職被保険者は、96/1,000負担

注2：増率分の事業主と本人折半は従来通り

この規約の変更は、令和5年4月1日から適用。

2. 任継の標準報酬月額上限の変更

任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額又は規約で定める標準報酬月額71万円のいずれか低い額とします。

この規約の変更は、令和5年4月1日から適用。

3. 一部負担還元金等の変更

一部負担還元金、家族療養費付加金、訪問看護付加金、家族訪問看護付加金、合算高額療養費付加金について、「被保険者は20,000円を控除、被扶養者は20,000円を控除した7割」を「被保険者、被扶養者とも25,000円を控除」に改めます。

この規約の変更は、令和5年4月1日から適用。

4. 傷病手当金付加金、出産手当金付加金の変更

傷病手当金付加金について、「100分の25に相当する額」を「100分の85に相当する額から当該傷病手当金を控除した額」に改めます。

出産手当金付加金について、「100分の10に相当する額」を「100分の85に相当する額から当該出産手当金を控除した額」に改めます。

この規約の変更は、令和5年4月1日から適用。

5. 介護保険料率の見直し

当健保の介護保険料率は、「介護納付金に見合った介護保険料を徴収する」との考え方にに基づき、毎年見直すこととしております。

令和5年度の介護保険料率は、2月の組合会で決議することになりますので、3月以降にホームページなどで連絡します。

以上